

意見書案第3号

平成27年 3月20日

白老町議会

議長 山本浩平様

提出者

白老町議会議員 大淵紀夫

賛成者

白老町議会議員 小西秀延

白老町議会議員 吉田和子

農協関係法制度の見直しに関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

農協関係法制度の見直しに関する意見書(案)

今後、農協法改正案の取り扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記のとおり要請いたします。

記

1. 食料の安定供給、地域の振興について、農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年 3月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山本浩平

(提出先) 内閣総理大臣、農林水産大臣